

第2章 構成

(学部及び学科)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

健康科学部 理学療法学科
作業療法学科
福祉心理学科
看護学部 看護学科

(育成する人材像)

第3条の2 前条の学部及び学科が育成する人材は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 健康科学部は、理学療法・作業療法・福祉心理分野における専門職の育成を基本とし、豊かな人間性と高い倫理観を有し、高度な専門領域と他分野の専門領域を包括的に理解し、実践し得る人材育成を目的とする。
 - ア 理学療法学科は、Evidence Based Medicine (E. B. M. : 根拠に基づいた医療) を基本理念として、理学療法の知識と技術を修得し、理学療法の発展に寄与する専門職の人材育成を目的とする。
 - イ 作業療法学科は、医学的知識を基盤として、科学的思考を展開できる作業療法を身につけ、医療現場等で主体的に問題を解決できる能力と行動力を持った専門職の人材育成を目的とする。
 - ウ 福祉心理学科は、福祉及び保健・医療等の分野で様々な問題に柔軟に対応できる福祉の専門職と、環境への不適応など心の悩みを抱える人たちに心理的支援を実践し得る専門職の人材育成を目的とする。
- (2) 看護学部看護学科は、看護学分野における専門職の育成を基本とし、豊かな人間性と高い倫理観を有し、併せて保健医療福祉職との連携が図れる人材育成を目的とする。